

資料－3
平成25年2月15日
環境監視委員会

環境監視計画（大気環境）の変更について

平成25年2月

国土交通省関東地方整備局

国土交通省東京航空局

－目 次－

第 1 章 変更の内容.....	監視-1
1-1 航空機騒音に係る環境基準の一部改正.....	監視-1
1-2 航空機騒音の調査地点の変更.....	監視-1
第 2 章 環境監視計画の変更案.....	監視-2
2-1 航空機騒音に係る環境基準の一部改正.....	監視-2

第1章 変更の内容

1-1 航空機騒音に係る環境基準の一部改正

1) 概要

「航空機騒音に係る環境基準」についての一部改正（平成 19 年 12 月 17 日、環境省告示第 114 号）により、航空機騒音の評価量は「加重等価平均感覚騒音レベル」（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）に変更された。これにより、最新の騒音測定技術の活用、国際動向への整合、地上騒音等の寄与を考慮した総暴露量の評価が可能となった。

環境監視計画では、航空機騒音の調査項目の変更と、調査地点の変更を行った。

2) 改正の骨子

①評価指標について

WECPNL からエネルギー積分を行う評価指標である L_{den} へ変更した。

②基準値について

環境基準は、地域の類型ごとに下表の基準値の欄に掲げるとおりとした。各類型のあてはめる地域は、都道府県知事が指定する。

地域の類型	基準値
I	57 デンベル以下
II	62 デンベル以下

注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

③施行日について

平成 25 年 4 月 1 日とする。

1-2 航空機騒音の調査地点の変更

1) 概要

「千葉港」航空機騒音調査地点は、航空機騒音以外の音の影響が大きいことから、千葉県及び千葉市との調整の結果、平成 25 年度から航空機騒音を測定する上でより適切な場所（現地点より東北東へ約 4.7km 移動した「本町」）を新しい調査地点とする。

第2章 環境監視計画の変更案

2-1 航空機騒音に係る環境基準の一部改正

航空機騒音に係る環境基準の一部改正に伴い、環境監視計画「表 3-3-1 (1) 環境監視調査の概要」の変更箇所は、下表に示すとおりである。

また、騒音（航空機騒音）の調査地点の変更は、図 2-1 に示すとおりである。

環境監視計画 存在・供用時（平成 24 年 2 月改訂）

表 3-3-1 (1) 環境監視調査の概要

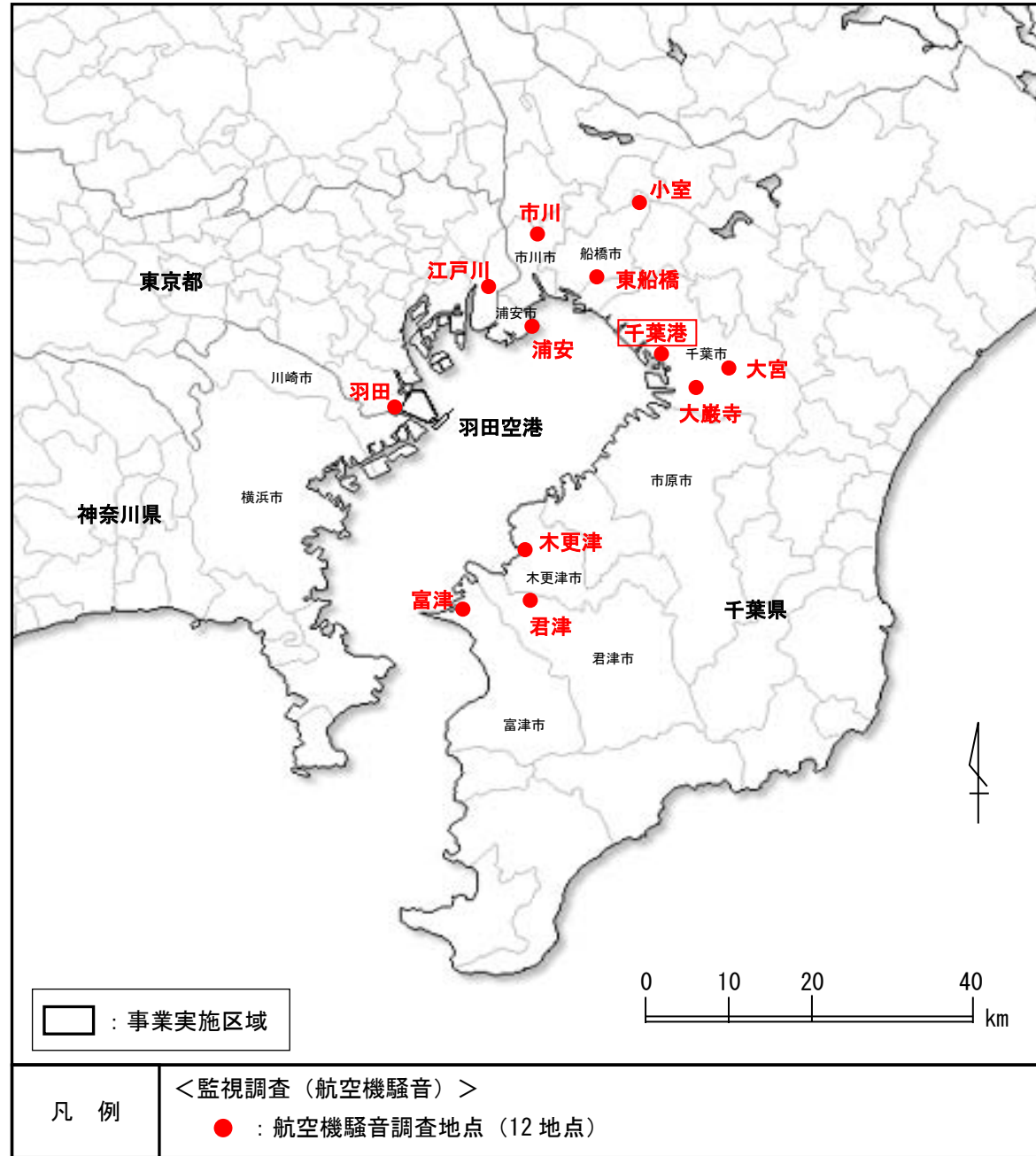
環境監視項目	調査項目	調査地点	調査頻度
騒音(航空機騒音)	加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL)	国土交通省の固定監視局(12点)	航空機の運航による影響が最も大きくなる時期(予測時期)まで毎年計測
	《予測条件項目》 機材別運航時間帯別離着陸回数	—	供用開始時、空港の運用状況の変化時及び航空機の運航による影響が最も大きくなる時期(予測時期)の1年
	環境保全措置の実施状況	—	必要に応じて実施

環境監視計画変更後

表 3-3-1 (1) 環境監視調査の概要

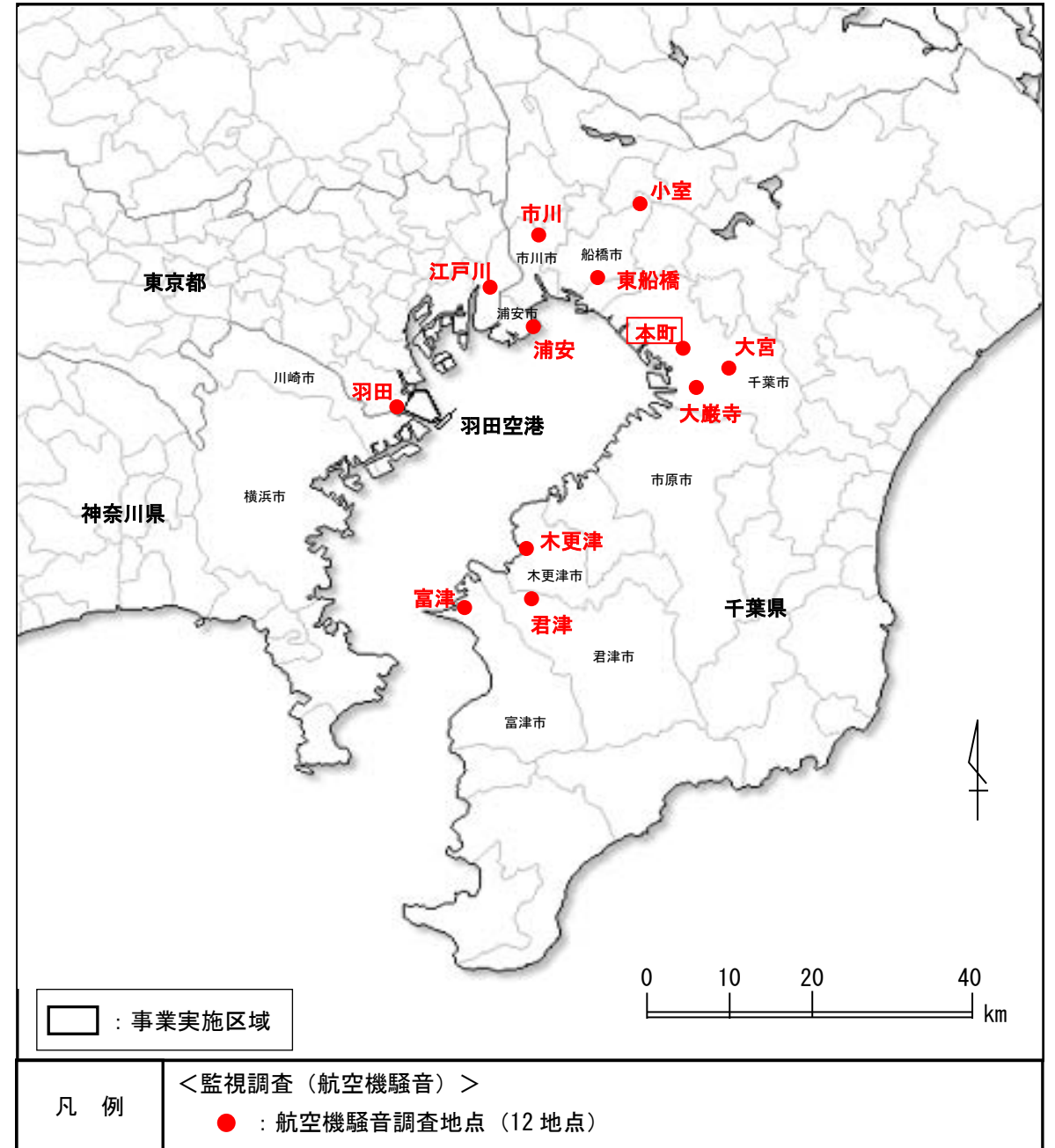
環境監視項目	調査項目	調査地点	調査頻度
騒音(航空機騒音)	時間帯補正等価騒音レベル (L_{den}) 加重等価平均感覚騒音レベル (WECPNL)	国土交通省の固定監視局(12点)	航空機の運航による影響が最も大きくなる時期(予測時期)まで毎年計測
	《予測条件項目》 機材別運航時間帯別離着陸回数	—	供用開始時、空港の運用状況の変化時及び航空機の運航による影響が最も大きくなる時期(予測時期)の1年
	環境保全措置の実施状況	—	必要に応じて実施

環境監視計画 存在・供用時（平成24年2月改訂）の地点配置



騒音（航空機騒音）の調査地点

環境監視計画変更後 地点配置（「千葉港」→「本町」に変更）



騒音（航空機騒音）の調査地点

図2-1 騒音（航空機騒音）の調査地点の変更